6.2　治療目的使用に係る除外措置委員会は、治療目的使用に係る除外措置の申請の審査に際し、適当と認める医学上又は科学上の専門知識を求めることができる。

6.3　世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会は、1に規定する基準に従って構成される。世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会は、国際水準の競技者、7.1(b)に規定する国際的な競技会に参加する競技者又は規範4に規定する国内のドーピング防止機関の検査対象者登録リストに掲げられている競技者を対象として、治療目的使用に係る除外措置の許与又は非承認について審査するために設置される。通常の場合には、世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会は、要請したすべての情報の受領の後三十日以内に決定を行う。

7.0　国際競技連盟及び国内のドーピング防止機関の任務

7.1　各国際競技連盟は、次のことを行う。

(a)　6の規定に従い、治療目的使用に係る除外措置委員会を設置すること。

(b)　国際競技連盟の規則に従って許与された治療目的使用に係る除外措置を必要とする国際的な競技会の一覧表を公表すること。

(c)　国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられている競技者又は7.1(b)に規定する国際的な競技会に参加する競技者が、禁止される物質又は禁止される方法の使用を必要とする文書により示された疾患について治療目的使用に係る除外措置を要請するための治療目的使用に係る除外措置の手続を定め、公表すること。そのような治療目的使用に係る除外措置の手続は、規範4の規定、この国際基準及びプライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準を遵守するものとする。

(d)　国際競技連盟が、他のドーピング防止機関が許与した治療目的使用に係る除外措置を承認するための規則を公表すること。

(e)　世界ドーピング防止機構に対し、承認された物質又は投与の方法、用量、頻度及び経路、治療目的使用に係る除外措置の期間、治療目的使用に係る除外措置に関連して課された条件並びにそれらについてのすべての書類を含むすべての治療目的使用に係る除外措置の許与について、ドーピング防止運用管理システム（ＡＤＡＭＳ）により、速やかに報告すること。

(f)　関係する国内のドーピング防止機関及び競技連盟に対し、治療目的使用に係る除外措置の許与について速やかに報告すること。

(g)　世界ドーピング防止機構からの要請がある場合には、非承認となった治療目的使用に係る除外措置に関するすべての書類を提出すること。

7.2　国内のドーピング防止機関は、次のことを行う。

(a)　6の規定に従い、治療目的使用に係る除外措置委員会を設置すること。

(b)　自己の権限の下にある競技者であって、禁止される物質又は禁止される方法を使用する前に治療目的使用に係る除外措置を得ることが必要なものの種類を特定し、公表すること。この中には、少なくとも、国内のドーピング防止機関の検査対象者登録リストに掲げられているすべての競技者及び国内のドーピング防止機関が定めるその他の国内水準の競技者を含む。

7.2(b)の規定に関する注釈　国内のドーピング防止機関は、国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられている競技者に対しては、治療目的使用に係る除外措置を許与しない。ただし、国際競技連盟の規則が、国内のドーピング防止機関がこのような競技者に対し治療目的使用に係る除外措置を許与することを認めている場合又は国内のドーピング防止機関に対し当該措置を許与する権限を与えている場合を除く。

(c)　国内のドーピング防止機関の検査対象者登録リストに掲げられている競技者又は7.2(b)に規定する競技者が禁止される物質又は禁止される方法の使用を必要とする文書により示された疾患について治療目的使用に係る除外措置を要請するための治療目的使用に係る除外措置の手続を定め、公表すること。そのような治療目的使用に係る除外措置の手続は、規範4の規定、この国際基準及びプライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準を遵守するものとする。

(d)　世界ドーピング防止機構に対し、治療目的使用に係る除外措置を自己の検査対象者登録リストに掲げている競技者及び、該当するときは、国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられている競技者又は7.1(b)に規定する国際的な競技会に参加する競技者に許与したことについて、ドーピング防止運用管理システムにより、速やかに報告すること。その報告には、承認された物質又は投与の方法、用量、頻度及び経路、治療目的使用に係る除外措置の期間、治療目的使用に係る除外措置に関連して課された条件並びにそれらについてのすべての書類を含める。

(e)　世界ドーピング防止機構からの要請がある場合には、非承認となった治療目的使用に係る除外措置に関するすべての書類を提出すること。

(f)　関係する国内の競技連盟及び、国際競技連盟の規則が国内のドーピング防止機関に対し国際水準の競技者に対する治療目的使用に係る除外措置の許与を認めているときは、国際競技連盟に対し、治療目的使用に係る除外措置の許与について速やかに報告すること。

(g)　国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられている競技者又は7.1(b)に規定する国際的な競技会に参加する競技者に対し国際競技連盟が許与した治療目的使用に係る除外措置を承認すること。

この7において、「公表」とは、ドーピング防止機関が自己のウェブサイト上の目につきやすい場所に情報を掲載すること及び当該ドーピング防止機関の規則の対象となる国内の競技連盟に対し情報を送付することにより、情報を公表することをいう。

8.0　治療目的使用に係る除外措置の申請手続

8.1　競技者が所属する国際競技連盟の規則に別段の定めがない限り、次に掲げる競技者は、当該国際競技連盟から治療目的使用に係る除外措置を得る。

(a)　当該国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられている競技者

(b)　当該国際競技連盟の規則に従って許与された治療目的使用に係る除外措置が必要な国際的な競技会に参加する競技者

8.1に掲げていない競技者は、自国内のドーピング防止機関から治療目的使用に係る除外措置を得る。

8.2　8.1及び8.2の規定に関する注釈　国際競技連盟の規則に別段の定めがない限り、既に国内のドーピング防止機関からの治療目的使用に係る除外措置を有していたが、後に当該国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲載された競技者又は当該国際競技連盟が国際競技連盟の治療目的使用に係る除外措置が必要になると特定した国際的な競技会に参加しようとする競技者は、当該国際競技連盟から新たな治療目的使用に係る除外措置を得る。

「国際競技連盟の規則に別段の定めがない限り」とは、一部の国際競技連盟が、その連盟の規則により、国内のドーピング防止機関が許与した治療目的使用に係る除外措置を承認する意思を有しており、及び当該国際競技連盟における新たな治療目的使用に係る除外措置の申請を必要としていない事実を考慮したものである。そのような規則がある場合には、競技者は、自国内のドーピング防止機関から治療目的使用に係る除外措置を得るべきである。

8.3　競技者は、承認を必要とする時（例えば、競技会）の三十日前までに、治療目的使用に係る除外措置のための申請書を提出すべきである。

8.4　治療目的使用に係る除外措置の審査は、すべての関係書類が添付された不備のない申請書を受領した後においてのみ行われる（附属書一の治療目的使用に係る除外措置の申請書参照）。申請手続は、厳格な医学上の秘密性の保持の原則に従って取り扱うものとする。

8.5　附属書一に規定する治療目的使用に係る除外措置の申請書は、ドーピング防止機関が追加的に情報を要求するために変更することができるが、いかなる欄又は項目も削除してはならない。

8.6　治療目的使用に係る除外措置の申請書は、ドーピング防止機関によって他の言語に翻訳することができる。ただし、申請書の英文表記又はフランス文表記については、当該申請書に残しておく。